

編集代表

中川善之助・柚木 馨・谷口知平
於保不二雄・川島武宜・加藤一郎

注 釈 民 法

(21)

親 族 (2)

離 婚

§§ 763～771

島 津 一 郎

編 集



有 斐 閣

著作権所有



注釈民法(21) 親族(2)

昭和41年1月10日 初版第1刷発行
昭和55年10月20日 再版第1刷発行(増補)
昭和61年4月15日 再版第4刷発行

定価 3,000円

編者 しまづ いちろう
島津 一郎

発行者 江草 忠 敬

発行所 東京都千代田区神田神保町2-17
株式会社 有斐閣

電話 東京(264) 1311(大代表)

郵便番号(101) 振替口座東京6-370番

京都支店(606) 左京区田中門前町44

印刷	株式会社 精興社
製本	株式会社 高陽堂
本文用紙	王子製紙株式会社 春日井工場
クロス	東洋クロス株式会社
	ダイニツク株式会社

© 1980, 島津一郎. Printed in Japan

落丁・乱丁本はお取替いたします。

ISBN 4-641-01621-6

----- 切 取 線 -----

注釈民法
(21)

親族(2)

第6回配本

別巻・総索引



引換券

切
取
線

全巻予約申込の方に完
結後本券26巻分一揃と
引換えに贈呈致します

は し が き

今日の裁判が、ただ法律を適用すれば事足りるわけのものでないことは、いうまでもなからう。同様に、離婚法の現状を明らかにし、あわせてその将来を展望しようとする場合には、いたずらに条文の注釈に終始しているわけにはいかない。本書が、比較法・法社会学・心理学などの研究をとり入れ、問題の所在を指摘するなどのため、前注につぐに前注をもつてしたり、条文の注釈が一つの論文になつていたりするのは、けだし当然の成行きであると思う。本書は、外観はコンメンタールであるが、内容は離婚と離婚法に関するモノグラフィー的なものになつている。

本書の執筆分担者はそれぞれ遠隔の地に住み、相互の連絡調整は思うにまかせなかつた。そのため内容に幾分重複を生じ、またニュアンスの違つた議論が展開されている部分ができってしまった。これは、ひとえに編者の力量不足によるものであり、読者諸兄姉に予めお詫びをしておきたい。

しかし、各執筆者は、大筋においては、理解を全く同じくしていると思う。それは、離婚自体に対して法の統制は無効であるが、離婚の効果に対しては効果的であるということである。離婚すべきかどうかは、法的統制が立ち入ることのできない人間の内心の問題であり、離婚効果のような外部的行動の問題とは切り離して考察すべきである。

離婚すべきかどうかは、夫婦自身の決定にまつべきものであり、その決定には心理学・精神医学などの知識を活用するカウンセリングが効果的であろう。法が活躍しうるのは、破綻の事実の確認と離婚効果、わけでも財産給付の決定についてである。

ただし、離婚と離婚効果の分離には、例外がある。離婚は、多く、二つの社会的困窮の間の選択である。1人の男は、通常2人の女を同時に養うことができない。離婚問題は、究極的には、夫に先妻の扶養を命ずべきか後妻の扶養を命ずべきかという経済問題に還元される。この場合、

は し が き

後妻は、先妻を養うという義務付きの夫と結婚したのだから、再婚の夫は先ず先妻を養うべきだという理窟もなりたちはするが、それは所詮理窟にすぎないであろう。だからといつて、長年夫に尽くし、そのため病をえた老妻と離婚するような場合、身寄りのない老婦を公的扶養、つまり赤の他人である納税者のポケットに委ねることは、果してわれわれの正義感が許すであろうか。このような例外的な場合には、有責配偶者からの離婚請求拒否の法理などを用いて、婚姻の継続を命じ、老妻の扶養の確保に努めるべきであろう。

さらにまた、離婚をめぐる人間的な問題と法的な問題とを峻別すべしとする理論が、常に手続的な技術上の両者の分離と結びつくとはかぎらないことも、注意すべきであろう。たとえば、カウンセリングで得たクライアントの秘密を法的判断の基礎にすることは、カウンセリングそのものを破壊するし、カウンセラーの倫理に反する。この点では、たしかに、人間関係の調整と法的処理とを手続上分離すべきであろう。

その反面、妻が夫からの離婚請求に対して、執拗に異議を唱え、消えやらぬ夫婦愛、良心の苦悩、はては離婚という社会的汚辱に対するおそれから、それを基礎づけようとする場合でも、離婚後の経済生活の支えをつくることが本当の動機であることが少なくないとすれば、離婚の方向で夫婦間の調整をする段階のできるだけ早い機会に、財産給付についてある程度のメドをつけることが、必要となる。この場合には、人間関係の調整に法的処理を持ちこむべきことになろう。

以上が、本書の基礎に流れる理論の概観である。この点について、とくに大方の御叱正と御批判を仰ぎたい。

本書の膨大な文献の蒐集・整理は有斐閣編集部矢野暉迪氏のなみなみならぬ尽力によるところが大であった。矢野氏が本書の上梓を見ることなく急逝されたことは、まことに残念なことであつた。ここに厚く同氏の御冥福をお祈りする。

昭和40年12月10日

島 津 一 郎

凡 例

◇関係法令

関係法令は、昭和40年10月1日現在によつた。

◇民法の法文

民法の条文は厳密に原文どおりとした。ただ、用字は新字体を採用した。なお、各条文には、その内容を明瞭にするため、それぞれ見出しをつけた。

◇対照・比較条文

各条文のつきには〔対照〕欄および〔比較〕欄をもうけて、前者では旧民法の該当条数を掲げ、後者ではフランス民法、ドイツ民法、スイス民法の該当条数を掲げて、研究の便宜をはかつた。その他の立法例については、本文中において必要なかぎり言及することとした。

◇文 献

文献は、研究の便宜のため、おおむね条文あるいは条文内の項目ごとに〔文献〕欄をもうけ、戦前・戦後を通じてかなり詳細に掲げることとした。戦後の文献は、昭和40年7月末日までのものをなるべく網羅するようにつとめ、それ以後の文献も気のつくかぎり収録するようにした。また文献は、本文中に引用される場合を除き、邦文のものに限定した。

〔文献〕欄における掲載の順序は、検索の便宜のため、執筆者名の五十音順により、同一執筆者の数箇の文献については、原則として発表の年代順（論文集収録のものは収録の年代を併記）によつた。

◇条数等の表示

本文の上段（柱）には、各頁ごとにそれぞれ条数およびローマ数字による注釈番号を表示して、条数等による検索に役立つようにした。

◇参照条文および他の注釈の引用方法

参照条文および他の注釈の引用方法は、つぎのとおりである。

（１） 民法の条文は、単に数字のみをもつて示した。たとえば、12 I 1 は民法12条1項1号。

その他の法令の条文は、法令名略語（後掲）および数字をもつて示した。たとえば、家審9 I は家事審判法9条1項。

（２） 他の注釈を引用する場合には、一印を用いて、つぎのような方法をとつた。

凡 例

すなわち、同じ条文内の他の注釈箇所を引用する場合には、→I1アaのごとく、他の条文の注釈を引用する場合には、→§1Iアaのごとし。

◇主な略語

(1) 法 令

関係法令の略記については、特別なものを除いておおむね有斐閣版六法全書（昭和40年版）の「法令名略語」にもとづき、つぎのような略語を用いた。

家 審	家事審判法	戸	戸籍法
家審則	家事審判規則	戸 則	戸籍法施行規則
特家審則	特別家事審判規則	裁	裁判所法
刑	刑 法	人 訴	人事訴訟手続法
憲	憲 法	民 訴	民事訴訟法

(2) 判 例

判例の引用にあたっては、つぎの略記法を用いた。

大判大 8・3・3 民録 25・356＝大審院大正8年3月3日判決，大審院民事判決録 25 輯 356 頁
大判昭 10・10・5 民集 14・1965＝大審院昭和10年10月5日判決，大審院民事判例集 14 卷 1965 頁
最判昭 31・12・20 民集 10・12・1581＝最高裁判所昭和31年12月20日判決，最高裁判所民事判例集 10 卷 12 号 1581 頁
東京高判昭 29・10・25 高民 7・11・901＝東京高等裁判所昭和29年10月25日判決，高等裁判所民事判例集 7 卷 11 号 901 頁
神戸地判昭 25・3・2 下民 1・3・319＝神戸地方裁判所昭和25年3月2日判決，下級裁判所民事裁判例集 1 卷 3 号 319 頁
東京家審昭 30・6・24 家裁月報 7・8・70＝東京家庭裁判所昭和30年6月24日審判，家庭裁判所月報 7 卷 8 号 70 頁

その他の略語：――

一審刑	第一審刑事判例集
刑 集	最高裁判所刑事判例集
刑 録	大審院刑事判決録
最近判	最近判例集
最 決	最高裁判所決定
最大判	最高裁判所大法廷判決
新 聞	法律新聞（戦前のもの）

大 決	大審院決定
大連判	大審院連合部判決
東京高民時報	東京高等裁判所民事判決時報
判 時	判例時報
判 タ	判例タイムズ
評論 18 民 575	法律評論 18 卷民法 575 頁
不法行為下民	不法行為に関する下級裁判所民事裁判例集

(3) 著 書

引用著書の略記はつぎのとおりである (五十音順)。

青木・戸籍	青 木 義 人	戸籍法 (法律学体系コンメンタール篇)
青木ほか・戸籍	青木 = 岩佐 = 唄 = 平賀 = 村上 = 我妻	戸籍 I ~ III
青 山	青 山 道 夫	家族法論
有 泉	有 泉 亨	親族法・相続法 (法律学講座)
市川・家審	市 川 四 郎	家事審判法概説
市川・総判民(3)	同	財産分与請求権 (総合判例研究叢書民法 3)
梅	梅 謙次郎	民法要義巻之四親族編
加藤・図説	加 藤 一 郎	図説家族法
川 島	川 島 武 宜	民法(三)
島 津	島 津 一 郎	親族法 (法学新書)
島津・入門	同	家族法入門
末 川	末 川 博	新版民法下の一
谷 口	谷 口 知 平	親族法 (新法学全書)
谷口・戸籍	同	戸籍法 (法律学全集)
中 川	中川善之助	新訂親族法
中川・大要	同	民法大要下 (親族相続法)
中川・註解	同監修	註解親族法
中川・註釈	同編	註釈親族法上下
中川 = 島津・総判民(3)	中川善之助 = 島津一郎	離婚原因 (総合判例研究叢書民法 3)
中川ほか・註釈	中川 = 千種 = 市川 = 平賀	親族・相続法 (ポケット註釈全書)
沼	沼 正 也	親族法準コンメンタール
松 坂	松 坂 佐 一	民法提要 (親族相続法)

凡 例

薬師寺	薬師寺志光	親族法
谷田貝	谷田貝三郎	親族法
山木戸・家審	山木戸克己	家事審判法（法律学全集）
山木戸・人訴	同	人事訴訟手続法（法律学全集）
山田・人訴	山田正三	人事訴訟手続法（新法学全集）
柚木	柚木馨	親族法
我妻	我妻栄	親族法（法律学全集）
我妻・大意	同	民法大意下
我妻＝有泉	我妻栄＝有泉亨	民法Ⅲ
我妻＝立石	我妻栄＝立石芳枝	親族法・相続法（法律学体系コンメンタール篇）

家全集・史論	穂積重遠＝中川善之助編	家族制度全集第一部史論篇 Ⅰ～Ⅴ
家全集・法律	同	家族制度全集第二部法律篇 Ⅰ～Ⅴ
家族法大系	中川善之助教授還暦記念・家族法大系Ⅰ～Ⅶ	
家族法の諸問題	穂積先生追悼論文集・家族法の諸問題	
家族問題と家族法	中川善之助ほか編	家族問題と家族法Ⅰ～Ⅶ
民法演習	谷口知平＝加藤一郎編	民法演習Ⅰ～Ⅴ

（４） 雑 誌

雑誌の略記は、おおむね法律時報の文献月報の略語例に従い、つぎのような略語を用いた。

愛学法研	法学研究（愛知学院大学）	時 報	法律時報
		ジュリ	ジュリスト
青山法学	青山法学論集	上智法学	上智法学論集
大阪市大法学	法学雑誌（大阪市立大学）	志 林	法学志林
		新 報	法学新報
家裁月報	家庭裁判所月報	専 修	専修大学論集
関大法学	法学論集（関西大学）	綜 法	綜合法学
京都法学	京都法学会雑誌	台法月報	台法月報（台湾總督府）
慶応法研	法学研究（慶応大学）		
神戸法学	神戸法学雑誌	中 公	中央公論
自 正	自由と正義	調研紀要	紀要（家庭裁判所調査官研修所）
時 法	時の法令		

凡 例

東北法学	東北法学会雑誌	法 タ	法律タイムズ
日 法	日本法学(日本大学)	法と経	法と経済(立命館大学)
判 時	判例時報		
判 タ	判例タイムズ	法と政	法と政治(関西学院大学)
判 評	判例評論		
一 橋	一橋論叢	法文論叢	法文論叢(熊本大学)
比 較	比較法研究	法 論	法律論叢
ひろば	法律のひろば	民事研修	民事研修(法務総合研究所)
法 学	法学(東北大学)		
法 協	法学協会雑誌	民 商	民商法雑誌
法 教	法学教室	民訴雑誌	民事訴訟法雑誌
法 セ	法学セミナー	立命法学	立命館法学
法 政	法政研究(九州大学)	論 叢	法学論叢
法 曹	法曹時報		

目 次

はしがき

凡 例

第2章 婚 姻

第4節 離 婚

前注 (§§ 763-771〔離婚法一般〕)

I 比較離婚法概説 ……………(阿 部 徹)… 3

II カウンセリング ……………(鮫 島 竜 男)… 29

第1款 協議上の離婚

§ 763〔協議上の離婚〕

I 離婚の予約と事実上の離婚 ……………(人 見 康 子)… 53

II 協議離婚制度 ……………(利 谷 信 義)… 64

§ 764〔婚姻の規定の準用〕 ……………(加 藤 永 一)…113

§ 765〔離婚届出の受理〕 ……………(同)…142

§ 766〔子の監護者の決定〕 ……………(神 谷 笑 子)…151

§ 767〔離婚による復氏〕 ……………(泉 久 雄)…165

§ 768〔財産分与の請求〕 ……………(島 津 一 郎)…173

§ 769〔離婚による復氏の際の祭具等の譲渡〕 ……………(泉 久 雄)…222

第2款 裁判上の離婚

前注 (§§ 770-771〔裁判上の離婚〕)

I 調停離婚・審判離婚 ……………(糟 谷 忠 男)…227

II 判 決 離 婚 ……………(島 津 一 郎)…242

§ 770〔離婚原因〕

I 770条1項1号ないし4号の位置付け ……………(泉 久 雄)…258

II 770条1項1号ないし4号の内容 ……………(泉 久 雄)…260

III 抽象的離婚原因(1項5号) ……………(阿 部 徹)…279

目 次

IV 離婚請求棄却事由（2項）	（阿 部 徹）	300
§ 771〔協議上の離婚の規定の準用〕	（泉 久 雄）	307
☆ 第 767 条補遺	（泉 久 雄）	310

事 項 索 引

第4節 離婚

〔文献〕 離婚法一般に関して 青山道夫「離婚の史的諸形態とその背景」家族問題と家族法Ⅲ（昭33），岩垂肇「離婚法制における基本主義と離婚権」信州大学文理学部紀要5（昭31），R・ウェスト「離婚は必要である」有泉=立石編・夫婦の法律（昭30），H・G・ウェルズ「離婚は残酷である」有泉=立石編・夫婦の法律（昭30），太田武男「離婚をめぐる判例上の諸問題」法曹6・4（昭29），大原長和「キリスト教的婚姻不解消主義の現代的意義——離婚制度の再検討」九州大学社会科学論集1（昭34），岡村司「離婚論」志林7・4（明37），梶哲雄「婚姻解消と婚姻取消の競合」戸籍113（昭33），片山義雄「離婚制度の変遷（趣味の民法18）」時法64（昭27），川井健「離婚をめぐる諸問題」法教6（昭37），川島武宣「離婚と社会統制」家族問題と家族法Ⅲ（昭33），同「離婚法と離婚思想との関係」戸籍109（昭33），菊地博「離婚の問題」ひろば8・10（昭30），木村健助「離婚の自由」綜法37（昭36），栗生武夫「離婚原因の拡大史」春木還暦祝賀論文集（昭6）；法の変動（昭24）所収，小池隆一「離婚法をめぐる若干の問題」慶応法研33・12（昭35），高橋忠次郎「目的主義と有責主義」家族法大系Ⅲ（昭34），同「離婚制度における破綻主義と意思主義の交錯について」永田新民法要義完結記念・民法学の諸問題（昭37），高柳賢三「わたり鳥離婚」中公56・10（昭16），田辺繁子「離婚への提唱」ケース研究昭28・1（昭28），玉城肇「離婚と姦通の歴史」家族制度の歴史（昭21），同「離婚——課題」家族問題と家族法Ⅲ（昭33），恒田文次=市川四郎=堀内節=吉村弘義「離婚（座談会）」ひろば10・9（昭32），土井正徳「離婚における制度的および非制度文化の葛藤について」家裁月報7・1（昭30），戸田貞三「夫婦結合分解の傾向に就いて」社会学雑誌33~35（昭2），中川善之助「現代離婚論」中公45・10（昭5）；妻妾論（昭11）所収，同「結婚解消に孕まれた諸問題」中公48・5（昭8）；妻妾論（昭11）所収，同「試験離婚の提唱——別居制度の再生」妻妾論（昭11），同「自由離婚論の誕生まで」妻妾論（昭11），同「離婚史概説」家全集・史論Ⅱ（昭13），同「離婚法概説」家全集・法律Ⅱ（昭13），同「離婚問題」随想（家）（昭17），同「離婚小史」婚姻と離婚（昭25），同「離婚法の変遷」婚姻と離婚（昭25），同「ある離婚判決への疑問（民法断想）」時報28・4（昭31），同「離婚（身分法の常識）」法セ29,30（昭33），長谷川如是閑「自由離婚論」家全集・史論Ⅱ（昭13），穂積重遠「離婚制度の研究（大13）」J・E・M・ポリタリス（野田良之訳）・民法典序論—初離婚（昭23），三宅正太郎「離婚婦と未亡人」家全集・史論Ⅱ（昭13），宮崎孝治郎「離婚」法セ5（昭31），山根常男「離婚研究の方法と統計的調査の一例」アカデミア2（昭27），山島正男「協議離婚制度に関する序論」法学25・2（昭36），M・ラインスタイン（明孝=山本寛訳）「離婚法と婚姻の安定性」法社会学12（昭36）；家裁

月報 14・1 (昭 37), 同 (井出義光訳)「離婚訴訟における手続きの改正——王室家庭裁判所案」
アメリカーナ 7・8 (昭 36)。

日本の離婚に関して 青山道夫「統計に現われた離婚」日本家族制度の研究 (昭 22), 同
「民法改正案と離婚」転換期の家族制度 (昭 23), 石井良助「近世離婚法2題」国家学会 50 周年
記念論文集 (昭 12), 板木郁郎「改正民法に於ける離婚」法律文化 3・3, 4 (昭 23), 市川四郎
「家庭裁判所からみた離婚の生態」時報 25・7 (昭 28), 井上禪定・畠入寺 (昭 30), 大阪家裁
婦人調停委員研究会「幼い子供のある夫婦の離婚をどう考えるか」ケース研究昭 28・1 (昭 28),
大塩俊介「離婚の意味」現代家族講座Ⅴ (昭 31), 太田武男「戦後に於ける離婚の実態——京都
家庭裁判所管内調査報告」京大人文學報 1 (昭 26), 同「戦後における離婚の実態」家裁月報
3・2 (昭 26), 同「改正離婚法のもとに於ける離婚判例」京大人文學報 3 (昭 28), 同「離婚をめ
ぐる判例上の諸問題」法曹 6・4 (昭 29), 大橋薫「地方都市における家族解体の研究——高知市
の離婚と家出を中心として」家裁月報 11・2 (昭 34), 大浜英子「離婚を中心にみた家族間の緊
張——日本の家族緊張の特質」社会教育 7・8 (昭 27), 岡崎文規「我国の離婚率に就て」経済
論叢 15・3 (大 11), 同「婚姻解消の統計的觀察(二)」統計 5・11 (昭 29), 鍛冶千鶴子「離婚を
めぐる今日の問題」自正 12・1 (昭 36), 加藤一郎「離婚率」図説家族法 (昭 38), 同「離婚と家
庭裁判所」図説家族法 (昭 38), 同「結婚・離婚の時期」図説家族法 (昭 38), 加藤正男「統計
にあらわれた離婚の実態——昭和25年から29年までの京都市における」同志社法学 7・4 (昭 30),
熊谷開作「兵庫県下における離婚調停の実態」時報 23・1 (昭 26), 桑畑勇吉「離婚の実態」現
代家族講座Ⅴ (昭 31), 小池隆一「離婚法をめぐる若干の問題」慶応法研 33・12 (昭 35), 最高
裁判所家庭局「離婚(内縁解消)調査統計表」家裁月報 5・4 (昭 28), 同「離婚に関する統計資
料」家裁月報 11・5 (昭 34), 鮫島竜男「離婚事件の調査に関する諸問題」家庭裁判所調査官実
務研究報告書昭和 28 年度 2 (昭 29), 外崎光広「近代日本における離婚法の変遷と女性の地位」
高知短期大学社会科学論集 4 (昭 31), 高梨公之「離婚の実態とその法的規整」法律新報 759
(昭 23), 高橋忠次郎「財産分与制度序説——離婚における財産分与請求権の歴史的意義」専修
6 (昭 29), 高柳真三「明治民法以前の離婚法」家族問題と家族法Ⅲ (昭 33), 田中吉彦「婦
人の教育程度と離婚」志林 50・2 (昭 28), 玉城肇「明治維新の変革と離婚制度」日本家族制度
の批判 (昭 23), 同「明治以後における離婚問題」家族問題と家族法Ⅲ (昭 33), 恒田文次「離
婚——転換期における夫と妻」ひろば 10・9 (昭 32), 恒田文次・糟谷忠男「裁判所に現われた
離婚問題」家族問題と家族法Ⅲ (昭 33), 戸田貞三「夫婦関係の強さの測定——離婚に関する研
究」家族の研究 (大 15), 同「日本の離婚と米国の離婚」家族と婚姻 (昭 9), 内藤頼博「離婚の
法律問題」現代家族講座Ⅴ (昭 31), 中川淳「わが離婚法の当面する問題」時報 31・10 (昭 34),
中川善之助「何故離婚は夏に少ないか」妻妾論 (昭 11), 浪川正己「離婚法改正の問題点につい
て——法制審議会身分法小委員会における仮決定及び留保事項(その2)第4節離婚をみて」愛学

法研 2・1, 2 (昭 35), 野田愛子「離婚法改正案の方向(親族法改正の諸問題下)」ひろば 12・10 (昭 34), 畑下一男「離婚の社会精神病理学的研究」家庭裁判所調査官実務研究報告書昭和 30 年度 4 (昭 31), 穂積重遠「知らぬ間の離婚」法協 36・3 (大 7); 離婚制度の研究 (大 13) 所収, 同「縁切寺満徳寺」法協 41・9, 10 (大 12); 離婚制度の研究 (大 13) 所収, 同「民法改正要綱解説(二)離婚及養子縁組」家全集・法律Ⅱ (昭 13), 同・離婚状と縁切寺 (昭 17), 同「離婚学原論」中公 65・8~10 (昭 25), 穂積重遠ほか「結婚と離婚(座談会)」時報 20・5 (昭 23), 穂積陳重「離婚法修正提案」穂積陳重遺文集Ⅳ (昭 9), 松江城北「裁判離婚の沿革」戸籍 104 (昭 32), 三田高三郎「離婚裁判における伝統的観念に関する若干の考察」経済系(関東学院大学経済研究所) 22 (昭 29), 村田宏雄「夫婦の緊張関係と離婚に関する試論——離婚(内縁解消)調査結果の解析」家裁月報 5・12 (昭 28), 森福省一「統計よりみた離婚」ひろば 3・9 (昭 25), 山島正男「明治民法以後の離婚法」家族問題と家族法Ⅲ (昭 33), 吉沢直「新民法における離婚判例の紹介並びにその解説」ケース研究昭 27・6 (昭 7), 労働省婦人少年局「協議離婚の実態(資料)」労働時報 14・9 (昭 36), 同・協議離婚の実態(婦人関係シリーズ調査資料 31) (昭 36), 我妻栄「離婚は増えるか——改正民法余話」新しい家の倫理 (昭 24)。

前 注 (§§ 763—771 (離婚法一般))

I 比較離婚法概説

〔文献〕 青山道夫「キリスト教の婚姻非解消主義に関する一考察」家族史の諸問題 (昭 24), 同「イギリスにおける離婚法改正の一動向」法政 22・1 (昭 29); 続近代家族法の研究 (昭 33) 所収, 同「離婚の史的諸形態とその背景」家族問題と家族法Ⅲ (昭 33), 明山和夫「英国離婚法における有責主義の類勢」法と政 5・2 (昭 29), 東譲三郎「羅馬法に於ける離婚」新報 40・2 (昭 5), 五十嵐清「ドイツ法における離婚原因の変遷」比較 2 (昭 26), 石黒英雄「朝鮮に於ける離婚事件に就て」司法協会雑誌 11・1 (昭 7), 石崎政一郎「フランスの別居制度」家全集・史論Ⅱ (昭 13), 石部雅亮「マルチン・ルターの離婚論——近代婚姻法制史の一齣」法政史研究 11 (昭 36), 稲子恒夫「ソヴェト結婚立法小史」ソヴェト法学 1・4 (昭 31), 岩垂肇「離婚法制における基本主義と離婚権」信州大学文理学部紀要 5 (昭 31), 内田力蔵「夫婦が夫婦の交りの最後の機会をもつてから 360 日あとで子が生れたばあいの姦通の立証——イギリス離婚事件」判時 87 (昭 31), 内山慶之進「フランス法に於ける離婚給付(資料)」新報 59・6, 8, 11 (昭 27), 同「スイス法における離婚給付(資料)」新報 60・7, 8 (昭 28), 同「離婚による扶養料取得の条件——フランスの判例を中心として」新報 62・5 (昭 30), 同「フランス法における離婚扶養と損害賠償——判例を中心として」青山法学 1・1, 2 (昭 34), 同「フランス法における離婚扶養の保障——判例を中心として」綜法 20 (昭 35), 同「ドイツ法における離婚扶養」青山法学 2・1 (昭 35), 大江健次郎「米国における離婚制度」司法研究報告書 2・7 (昭 25), 大川正人「米国における移民離婚とその対策」阪大法学 1 (昭 27), 大阪谷公雄「アメリカ離婚原因の研究」民商 22・1, 4~6 (昭 23), 同「アメリカに於ける離婚扶助料」民商 24・3 (昭 24), 大塚

勝美「中国革命と離婚法——離婚法制定の社会的背景を中心として」時報 27・7 (昭 30), 同「新中国の離婚制度」北九州大学論文集 4 (昭 30), 同「新中国の離婚制度」私法 16 (昭 31), 大原長和「キリスト教的婚姻不解消主義の現代的意義——離婚制度の再検討」九州大学社会科学論集 1 (昭 34), 荻山虎雄「新中国における離婚裁判の実態」自正 10・12 (昭 34), 鍛冶千鶴子「中国離婚裁判」ケース研究 30 (昭 30), 鍛冶良堅「中国婚姻法における離婚の自由」法論 28・1 (昭 29), 加藤永一「スイス離婚法における若干の問題」東北法学 10 (昭 35), 加藤一芳「フランス離婚法上の仮処分について」司法研究報告書 7・2 (昭 29), 同「フランスにおける和諸手続」判タ 5・4 (昭 25), 神谷笑子「インド婚姻・離婚法」比較 18 (昭 34), 金斗憲「李朝時代の離婚制度」調査月報(朝鮮總督府) 15・6, 7 (昭 19), 久貴忠彦「イギリスにおける離婚原因改正の論議」阪大法学 24 (昭 32), 同「イギリスにおける離婚法の民主化」阪大法学 30 (昭 34), 久野勝「東独における離婚法規(資料)」法論 29・4, 5 (昭 31), 重倉砥裕「アメリカ離婚効果の管見」東北法学 1 (昭 25), 同「アメリカ法における別居の効果について」民商 27・5, 28・3 (昭 27, 28), 同「アメリカ法における別居契約」法学 18・1 (昭 29), 同「アメリカ法における別居契約の効果」石田遷暦・私法学の諸問題 I (昭 30), 同「婚姻の無効及び取消——アメリカ法を中心として」勝本遷暦・現代私法の諸問題上 (昭 34), 司法研修所・比較離婚法の研究——ラインスタイン教授セミナー記録(司法研修所研修叢書 51) (昭 37), 島本英夫「各国の離婚制度」商業と経済 10・2 (昭 4), 末延三次「イギリスの別居制度」家全集・史論 II (昭 13), 同「イギリス離婚法における遺棄の一問題——Refusal of Sexual Intercourse について」穂積追悼・家族法の諸問題 (昭 27), 平良「州外における離婚と婚姻法上の本居」慶応法研 33・9 (昭 35), 同「他州離婚判決の効力」慶応法研 33・10 (昭 35), 高橋源次「ゴールズワージーと英国離婚制度」彦根商論叢 28 (昭 15), 高柳賢三「姦通と英米法」法タ 2・2 (昭 23), 立石芳枝「アメリカ離婚法略説」法論 26・3~6, 27・3 (昭 28), 同「アメリカ法の離婚原因」家裁月報 6・4 (昭 29), 同「英米法における離婚手当の性質」法論 29・6 (昭 32), 田中和夫「英国離婚法の改正」民商 6・4 (昭 12), 同「イギリスの離婚法」比較 2 (昭 26), 同「判決によらない離婚の英国における効力」一橋 36・2 (昭 31), 田中遜「羅馬に於ける離婚」志林 5・50 (明 36), 田村精一「アメリカにおける夫婦間の不法行為について」大阪市大法学 4・2 (昭 32), 中川善之助「イギリスの離婚(民法断想 40)」時報 30・6 (昭 33), 同「協議離婚比較法」勝本遷暦・現代私法の諸問題上 (昭 34), 仁井田陞「熾煒発見唐宗時代の離婚状」東方學報 11・4 (昭 16), 同「中国農村の離婚法慣習——夫の専横の離婚とその制約」中国研究 II (昭 22), 同「中国新離婚法」比較 2 (昭 26), 林良平「スイス民法 142 条 2 項と権利濫用——破綻主義下の有責配偶者の離婚請求」末川古稀・権利の濫用下 (昭 37), 東川徳治「支那法と離婚」志林 20・1 (大 7), 福島四郎「ソヴィエト・ロシアの離婚について(紹介)」論叢 27・2 (昭 7), 福島正夫「ソヴィエトの離婚制度」比較 2 (昭 26), 福地陽子「カトリック教婚姻不解消主義の生成と発展」法と政 7・4 (昭 31), 藤田勇「社会主義社会における離婚問題」家族問題と家族法 III (昭 33), 穂積重遠「西洋諸国の協議離婚制度」志林 13・8, 9 (明 40); 離婚制度の研究(大 13) 所収, 同

「仏国に於ける離婚制度の歴史（講話）」史学雑誌 23・3（明 45），同「フランス議会に於ける離婚拡張案」法協 30・3（大 1）；離婚制度の研究（大 13）所収，同「フランス革命と離婚法」法協 34・11（大 5）；離婚制度の研究（大 13）所収，同「イギリス離婚法略史」土方在職 25 年記念論文集（大 6）；離婚制度の研究（大 13）所収，同「イギリス離婚法改正問題の其後」離婚制度の研究（大 13），同「クリスト教の婚姻非解消主義」離婚制度の研究（大 13），同「米国離婚法概説」法協 50・7（昭 7），同「英国の新離婚法」法協 56・1（昭 13），同「独逸離婚法改正案」法協 56・4（昭 13），同「英独の離婚法改正案に就て」法協 56・5（昭 13），三田高三郎「離婚原因に関する欧州各国の立法例とその考察（資料）」志林 51・1（昭 28），同「アメリカ大陸諸国における離婚原因に関する立法例概略」経済系 27（昭 31），宮井忠夫「ドイツ法における離婚後の扶養と財産の清算」同志社法学 13・2（昭 36），宮崎孝治郎「離婚法の新動向とフランス新離婚法」台法月報 36・10～12（昭 17），同編・新比較婚姻法 I～V（昭 35～40），宮崎昇「ソヴェト離婚手続法」ジュリ 149（昭 33），村井衡平「アメリカの離婚法における互責と比較的潔白の原則」立命法学 28（昭 34），同「アメリカの離婚法における宥恕」立命法学 33（昭 35），同「アメリカの離婚法における共謀」立命法学 35（昭 35），本浪章市「英国衝突規則における婚姻住所と離婚」関大法学 6・1（昭 32），同「所謂 full faith and credit 条項について——合衆国憲法第 4 条 1 項と他州離婚の承認」関大法学 9・3，4（昭 35），同「部分離婚の理論と外国離婚判決の承認」国際 59・3（昭 35），森達「イギリス離婚法」東洋法学 1，2・2（昭 32，33），山田晟「ドイツに於ける離婚配偶者の扶養義務」法協 64・11，12（昭 21），山本桂一「フランスの離婚法」比較 2（昭 26），山本敬三「パンジャマン『フランスおよびイギリス国際私法における離婚および別居とその効果——比較法的研究』（紹介）」広島大政経論叢 11・4（昭 37），M・ラインスタイン（井出義光訳）「離婚訴訟における手続きの改正——王室家庭裁判所案」アメリカーナ 7・8（昭 36）。

（1）序——離婚制度の存在理由 離婚にたいしていかなる法的統制を行なうかは，婚姻にたいする法的統制いかんと密接に関連する。そして，それは，政治的，経済的，社会的，宗教的，人種的等，きわめて種々の条件によつて規定される。たとえば，フランス革命，ロシア革命，中国革命などの政治的・社会的変革が，離婚法にたいしても大きな影響を与えずにおこなかつたことは，周知のとおりである。ドイツのナチズムが，その人口政策的配慮から，離婚法の大改正を行なつたことについても，同じことがいえるであろう。しかし，離婚法のありかたを規定するさまざまな要因のうちで特に重要なのは，宗教的要因である。とりわけ，イギリス，アメリカをはじめヨーロッパ大陸諸国においては，婚姻法にたいして，したがつてまた離婚法にたいしても，キリスト教がながい間にわたつて大きな影響力をもつてきた。

キリスト教（ことにローマン・カトリック）においては，婚姻は秘蹟（sacrament）の